空の鳥幼児園 重**要事項説明書**

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、 社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や療育の内容、契約上ご注意いただきたいこ とを説明するものです。

◇◆目次◆◇
1. 事業者 2 -
2. 事業所の概要 2 -
3. 事業実施地域 2 -
4. 営業時間と利用定員 3 -
5. 職員の体制 3 -
6. 当事業所の施設設備の概要 3 -
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金 3 -
8. サービスの利用に関する留意事項 6 -
9. サービス実施の記録について 6 -
1 0. 損害賠償保険への加入 7 -
1 1. 苦情の受付について 7 -

社会福祉法人イエス団 空の鳥幼児園

1. 事業者

名称	社会福祉法人 イエス団
所在地	兵庫県神戸市中央区吾妻通 5-2-20
連絡先	Tel: (078)221-9565 Fax: (078)221-9566
代表者氏名	理事長 黒田 道郎
設立年月	1954年7月12日

2. 事業所の概要

事業所の種類	児童発達支援センター
事業の目的	心身の発達に支援の必要のある子どもの療育
事業所の名称	空の鳥幼児園
事業所の所在地	伏見区向島ニノ丸町151
電話番号等	TEL&FAX: (075) 622-8546
施設長	平 田 義 (兼任)
事業所の運営方針 について	当園は、キリスト教主義に基づく「一人ひとりを大切に」という基本理念の下、子どもたち一人ひとりが持っている賜物を存分に生かしながら、活き活きと活動できるよう支援し、その子らしい発達が成し遂げられるように療育を行います。
開設年月	1978年4月1日
利用定員	3 0 人

3. 事業実施地域

京都市伏見区・山科区・南区・東山区・上京区

4. 療育日と療育時間

療育日	月曜日から金曜日(行事により土曜日の療育を行うこともあります) す)	
療育時間帯	①10:00~14:30 (月火木金) ②10:00~13:30 (水)	
休業日	日曜、国民の休日及び年末年始、その他	

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職名	配置	国の指定基準
園 長	1 (兼任)	1
主任 (理学療法士)	1	
児童発達支援管理責任者	1	
保育士	1 5	
社会福祉士	2	1 2
作業療法士	1	
児童指導員	1	
看護師	4	
栄養士	2 (兼任)	1
調理員	4 (兼任)	1
運転手	2 (委託を含む)	1
医師 (嘱託)	1	1

6. 当事業所の施設設備の概要

当事業所の施設設備の概要は以下のとおりです。

・指導室、遊戯室、屋外遊戯室、相談室、調理室、便所等

7. 当事業所が提供する発達支援と利用料金

(1) 発達支援内容

1) 療育

- ・個々の子どもさんの特性に応じた集団を保障し、集団の中での一人ひとりの育ちを支援 します
- ・子どもさんの豊かなそだちを保障し、自己を十分に発揮することができる生活環境を設 定します
- ・併設する野の百合保育園の子どもたちと共に育ちあう環境の中で、豊かな感性が育つことを大切にします
- ・当園では給食を食育の一環としてとらえ、楽しく食べることはもちろん、栽培、調理などの体験を通して、食への関心を高めながら生きる力へとつなげていきます

2) 発達相談、養育相談、就学相談など

- ・子どもさんの健やかな育ちに必要な知識や特性に応じた手立てを共有するためにクラス 懇談会や個人懇談会、参観を持ちます。保護者同士の情報交換や療育職員の専門的知識 の提供や助言等により、子どもさんへの理解を深めることを支援します。
- ・就学、就園等子どもさんの進路に関しては、その必要に応じて相談を承ります。
- ・家庭訪問は、家庭生活、地域生活の具体的支援と子どもさんをより理解することを目的 に年に一度行いますが、申し出があれば必要に応じて行います。
- 家庭連携加算
- …子どもさんの健全育成を図る観点から、保護者の了解を得て、事前に日程調整した上で職員が家庭を訪問し、子どもさんや家庭への支援・指導を行った場合に算定可能とします。
- 訪問支援特別加算
- …5 日以上連続して利用がなかった場合、ご家庭を訪問し、子どもさんやご家庭の状況を確認し、①引き続き療育をうけるための動機付け、②再評価に基づくサービス利用計画の見直し、③相談支援事業者等への斡旋・連絡調整のいずれかを行います。
- 事業所内相談支援加算
- ···事業所内において、子どもさんや家庭への支援助言を行った場合に算定可能とします。
- 関係機関連携加算
- ・・・・就学予定の小学校等との連携調整及び相談援助を行った場合に、各1回を限度として 算定可能とします。

3) レクリエーション

- ・誕生会、季節行事(夏まつり、運動会、クリスマス祝会、造形展等)を行います
- ・お泊り保育(年長児対象)を行います

4) 関係機関との連携

- ・子どもさんの関係する医療、保健、治療、訓練施設等と連携を図り、子どもさんの健や かな発達を支援します
- ・就学、就園に際しては、子どもさんの適正な理解の促進と処遇の一貫性が図れるよう、 申し送り書を作成し、引継ぎを行います

5) 通園バス送迎

- ・通園バス路線に沿って、最寄のバス停から乗降車していただきます。
- ・時間帯や注意事項は「通園バス発車時刻表」を参照してください。
- ・通園バス乗降可能人数の都合上、向島近隣地域の方は保護者との登降園となります。

(2) 児童発達支援評価の公表について

児童発達支援の内容について保護者向けにアンケートを実施します。その内容について1 年に1度ホームページ上に公開させていただきます。

職員向けにも事業所評価のアンケートを取り、ホームページ上に公開します。

(3) 利用者負担額について

上記(1)発達支援の利用に対しては、原則として9割が児童発達支援給付費の給付対象となります。利用者は、利用者負担分として発達支援利用料金の1割の額(定率負担)を当園にお支払いいただきます。ただし、幼児教育無償化制度により、2020年4月1日時点で、満3歳以上のお子様については、利用料はかかりません。

(4)発達支援の利用にかかる実費負担額

実費徴収させて頂くのは以下の内容です。

- 1) 食事代金(¥250~¥650)
 - ・ 当園の給食は完全給食(基本:主食、副食、汁)です。
 - ・献立は栄養士が栄養と嗜好、摂食機能の向上等々を考えて1ヶ月ごとにたてます。
 - ・調理員は栄養士の立てた献立に添って、食材を厳選して安全で美味しい給食作りを心がけています。
 - ・アレルギー除去食や個々の子どもさんに合わせた調理方法や形態で給食・おやつを提供 いたします。
- 2) 家庭訪問:上記参照
- 3) 道具代金
 - ・随時、個人持ちのお道具代を徴収させていただきます。 (お帳面、シール、帽子、諸費領収袋等)
- 4) 行事代金
 - ・園外保育の際、必要な入場料や交通費等
 - ・お泊り保育の際にかかる費用
 - ・その他、行事で個人にかかる費用を徴収させていただくことがあります
- 5) その他の日常生活費
 - ・クッキングなど療育プログラムで必要となる材料費の実費
- 6) 写真代金
 - ・当園で撮影した写真を購入していただいた場合の代金

(5) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

前記(2)及び(3)の1)、2)の料金・費用は、4か月ごとに計算し、ご請求しますので、指定日までにそれぞれの京都銀行の銀行口座にご入金ください。自動で引き落としをさせていただきます。

それ以外の実費につきましては、各月ごとに諸費領収袋にて請求させていただきます。

(6) 利用の中止、変更、追加

1)利用予定日の前に、発達支援の利用を中止又は変更することができます。この場合には発達支援実施日の前日17時までに当園に申し出ください。

(7)緊急時などの対応

- 1)発達支援の提供により、利用者に事故が発生した場合には、予め決められた非常時対応マニュアルにより緊急措置を実施し、速やかに家族に連絡します。
- 2) 利用者に健康上の急変が生じた場合、速やかに家族に連絡します。

(8) 関係医療機関(嘱託医)

当園では、下記の嘱託医と連携をとりながら、日々の療育を行っています。

嘱託医	渡辺一男 (元渡辺小児科医院院長・中野こども病院勤務医)
所在地	奈良市東登美ヶ丘 4-18-13 TEL 0742-45-5011

8. 発達支援の利用に関する留意事項

(1) 受給者証の確認(契約書第3条参照)

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所従事者にお知らせください。また、本事業所従事者より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いします。

9. 発達支援実施の記録について

(1)発達支援実施記録の確認

当園を利用された際に、実績記録表に療育時間、食事の有無などを当園が記録いたします。 月末にその確認をしていただき、押印をお願いいたします。

(2)ご利用者の記録や情報の管理、開示について

当園では、関係法令に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに

応じてその内容を開示します (開示に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者の負担となります)。

10. 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	共栄火災海上保険	
保険名	施設入場者傷害保険・施設所有者賠償責任保険 生産物賠償責任保険	
補償の概要	賠償責任補償	

11. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及び発達支援利用等のご相談

療育をはじめとする様々な当園の取り組み、職員の言動等、気持ちよく子どもさんを送り出す上でのご不安、苦情、ご意見や利用料のお支払いや手続きなど発達支援の利用に関するご相談は、日常の電話、連絡帳や懇談会でもお受けいたしますが、以下のような窓口もありますのでご利用ください。また、利用者の記録等の情報開示の請求も以下の専用窓口で受け付けます。(プライバシーは保護されますのでご安心ください)

お客様相談窓口	主任 阪口 陽子	
解決責任者	園長 平田 義	
受付時間	月曜日~金曜日 9:00~17:00 (療育時間内はご遠慮ください)	
電話番号	(075) 622-8546	

(2) 当事業所における苦情の受付について(苦情受付係)

発達支援に対する苦情やご意見などは、上記お客様相談窓口のほか、以下の相談支援事業所でも受け付けています。

受付窓口	太田 正人 京都市南部障がい者地域生活支援センター「あいりん」主任相談員
受付時間	毎週月曜日~金曜日 11:00~19:00
電話番号	(075) 604-6159

(3) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所の発達支援に対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

<第三者委員>

氏 名	連絡先
朴 実(音楽家)	TEL:075-204-7900
藤田 昌輝(行政書士)	TEL:0774-24-3255

(4) 行政機関その他苦情受付機関

京都府社会福祉協議会(運営適正化委員会)	所在地:中京区竹屋町通烏丸東入る TEL・FAX:(075)252-6297 (075)252-6312 受付時間:9:00~17:00
----------------------	--

京都市第二児童福祉センター	所在地:伏見区深草加賀屋敷町24-26 TEL・FAX:(075)612-2727 (075)612-2888 受付時間:9:00~17:00
京都市発達相談所	所在地:上京区竹屋町通千本東入主税町 910-25 TEL・FAX: (075) 801-9182 (075) 822-4175 受付時間:8:30~17:00

空の鳥幼児園の療育提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

事業者 京都市伏見区向島二ノ丸町 151 社会福祉法人イエス団

空の鳥幼児園

園長 平田 義 印

説明者 [職名]

囙

児童発達支援センターの療育提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を聞き、同意 し、交付を受けました。

保護者 住所

氏名 印

この重要事項説明書は、厚生労働省令第81号(2002年6月13日)第10条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。